

平成 30 年（2018 年）11 月 5 日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県社会福祉審議会  
委員長 中島 豊

介護医療院の基準に関する条例について（答申）

平成 30 年（2018 年）1 月 22 日付け 29 介第 474 号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

国の省令を基本としつつ、以下について、県独自基準として規定すること。  
なお、条例に関する各項目は別紙のとおり。

- ・ 施設の内装等の木材利用
- ・ 食事は県産の農畜産物を利用
- ・ 事故等に関する記録の保存期間を 2 年から 5 年に延長

## 介護医療院の基準に関する条例に規定する項目

### 1 従うべき基準（国の基準に必ず適合しなければならない基準）

| 区分   | 項目                | 内容                         |         | 備考 |
|------|-------------------|----------------------------|---------|----|
|      |                   | 主な内容(国の基準)                 | 県の基準(案) |    |
| 人員基準 | 従業者               | 医師、薬剤師、看護職員、介護職員等の配置       | 国基準のとおり |    |
| 運営基準 | 重要事項の交付・説明等       | 重要事項を記載した文書の交付・説明、入所申込者の同意 | 国基準のとおり |    |
|      | サービス提供の拒否の禁止      | 正当な理由がないサービス提供の拒否の禁止       | 国基準のとおり |    |
|      | 身体拘束等の原則禁止        | 身体拘束等の原則禁止、検討委員会の開催        | 国基準のとおり |    |
|      | 診療                | 療養上適切に実施                   | 国基準のとおり |    |
|      | 看護及び医学的管理の下における介護 | 従業者以外の者による看護、介護の禁止         | 国基準のとおり |    |
|      | 管理者               | 専従常勤の管理者の配置                | 国基準のとおり |    |
|      | 秘密保持等             | 秘密漏えいの禁止                   | 国基準のとおり |    |
|      | 事故発生の防止及び発生時の対応   | 事故発生防止のための措置、発生時の関係者への連絡   | 国基準のとおり |    |
|      | 勤務体制の確保(ユニット型)    | ユニット型における従業員の勤務体制の定め       | 国基準のとおり |    |

### 2 参酌すべき基準（国の基準を十分参照しなければならない基準）

| 区分                    | 項目                    | 内容                            |                         | 備考    |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|-------------------------|-------|
|                       |                       | 主な内容(国の基準)                    | 県の基準(案)                 |       |
| 設備基準                  | 施設                    | 療養室、談話室等                      | 国基準+施設の内装等の木材利用（努力規定）   | 県独自基準 |
|                       | 構造設備                  | 耐火建築物、消火設備の設置                 | 国基準のとおり                 |       |
| 運営基準                  | サービス提供困難時の措置          | サービス提供困難時の適切な措置               | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 受給資格等の確認              | 受給資格、要介護認定の有無等の確認             | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 要介護認定の申請の援助           | 要介護認定及び更新の援助                  | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 入退所                   | 必要性の高い者の入所を優先                 | 国基準のとおり                 |       |
|                       | サービス提供の記録等            | 提供した具体的なサービスの内容の記録等           | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 利用料等の受領               | 利用料の受領及び文書の交付                 | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 介護医療院サービスの取扱方針        | 施設サービス計画に基づいた適切なサービスの実施       | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 施設サービス計画              | 介護支援専門員による計画作成                | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等   | 協力病院等への入院等適切な措置               | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 機能訓練                  | リハビリテーションの計画的な実施              | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 看護及び医学的管理の下における介護     | 入所者の病状及び心身の状況に応じた看護及び介護の実施    | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 食事                    | 栄養等を考慮した食事の提供                 | 国基準+食事は県産の農畜産物を利用（努力規定） | 県独自基準 |
|                       | 相談等                   | 入所者又は家族に対する相談・援助              | 国基準のとおり                 |       |
|                       | その他のサービスの提供           | レクリエーション行事の実施                 | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 市町村への通知               | 入所者の不正行為等の市町村への通知             | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 管理者の責務                | 従業者の管理、業務の実施状況等の一元管理          | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 計画担当介護支援専門員の責務        | 入所に際して心身の状況、生活歴等の把握           | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 運営規程                  | 施設の目的及び運営方針等の規程の整備            | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 勤務体制の確保等              | 従業員の勤務体制の定め                   | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 定員の遵守                 | 定員を超える入所の禁止                   | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 非常災害対策                | 非常災害に関する計画の策定、避難訓練の実施         | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 衛生管理等                 | 施設、設備、飲用水の適正な衛生管理             | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 協力病院等                 | 医療機関、歯科医療機関との協力               | 国基準のとおり                 |       |
|                       | 重要事項の掲示               | 運営規程の概要等を掲示                   | 国基準のとおり                 |       |
| 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 | 居宅介護支援事業者への利益供与等の禁止   | 国基準のとおり                       |                         |       |
| 苦情解決                  | 苦情への適切な対応のための窓口の設置、記録 | 国基準のとおり                       |                         |       |
| 地域との連携等               | 地域住民との協力、連携           | 国基準のとおり                       |                         |       |
| 会計の区分                 | 事業ごとの経理区分             | 国基準のとおり                       |                         |       |
| 記録の整備                 | 記録の整備及び保存(2年間)        | 国基準中、事故等に関する記録の保存期間を2年から5年に延長 | 県独自基準                   |       |